

令和6年度 学校法人華陽学園ガバナンス・コード遵守状況報告書

※学校法人華陽学園ガバナンス・コード（令和3年10月～令和7年3月）遵守状況

【本報告書に関する理事会の確認状況】	
理事会による確認	令和7年7月7日の常任理事会で承認

※遵守状況： 遵守できている「○」、遵守できていない「×」

【ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	遵守状況	解説及び遵守されていない項目に関する理由又は今後の対応
ガバナンス・コードの実施状況	○	当法人は、ガバナンス・コードが求める内容、趣旨を踏まえ、各原則（5章, 14項目）の求める要素を満たしています。

【ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	遵守状況	解説及び遵守されていない項目に関する理由又は今後の対応
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重		
1－1 建学の精神	○	・建学の精神「人らしく、女らしく、あなたらしく、あなたならではの」に基づく使命・目的に沿って策定した教育方針に則り、教育活動を行っています。 ・第三期中期経営計画(令和6年度(2024)～令和10年度(2028))を策定し、各機関において実施するとともに点検・評価を行い、学内に周知、次年度の計画に反映しています。
1－2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	○	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）		
2－1 理事会	○	・各項目について寄附行為に規定し適正に運営しています。 ・業務適正化のため関係規程を適正に整備・実施しています。 ・役員等の構成は、理事9名中外部理事4名、監事3名、評議員20名中外部評議員12名を配置しています。 ・監事は文部科学省等が実施する研修会等に参加しています。
2－2 理事	○	
2－3 監事	○	
2－4 評議員会	○	
2－5 評議員	○	

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		
記載事項	遵守状況	解説及び遵守されていない項目に関する理由又は今後の対応
3－1 学長	○	・各項目について、学則及び組織規程において、権限・役割を明確に規定し、実施しています。 ・教授会及び研究科委員会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関として定めている。学長の最終判断が教授会及び研究科委員会の審議結果に拘束されることはありません。
3－2 教授会・研究科委員会	○	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）		
4－1 学生に対して	○	・自己点検評価活動を循環させ、教育の質の向上を図るため、内部質保証の責任を明確にするため内部質保証推進会議規程を定め取り組んでいます。毎年「外部評価委員会」による外部評価を実施し、社会に対して公表しています。 ・教員と事務職員は、それぞれの職務を踏まえ日常的に協働し、FD、SD各研修会に積極的に参加しています。 ・本学は、日本高等教育評価機構から認証評価を受審しており、評価結果や改善状況を社会に対して公表しています。 ・岐阜女子大学における危機管理に関する規則、公益通報等に関する規程、防災マニュアルを整備し運用しています。
4－2 教職員等に対して	○	
4－3 社会に対して	○	
4－4 危機管理及び法令遵守	○	
第5章 透明性の確保（情報公開）		
5－1 情報公開の充実	○	・学校教育法施行規則、私学法に定められた内容の情報の公表は、寄附行為に規定し実施するとともに大学公式サイト及び大学ポータルで情報公開し、適時更新しています。